

協力型臨床研修病院の指定について

1 概要

臨床研修病院の指定については、医師法により、あらかじめ地域医療対策協議会（千葉県においては医療審議会地域医療対策部会を当該協議会として位置づけ）の意見を聴かなければならないとされているため、指定の適否について御協議いただくもの。

2 協力型臨床研修病院の新規指定申請について

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条に基づき、協力型臨床研修病院の指定について下表の2病院から申請があった。

臨床研修病院の指定基準に基づいて、書面審査を実施したところ、協力型臨床研修病院としての要件を満たしていると認められることから、2病院を新規指定することとしたい。

病院名	所在地	研修を実施する診療科	基幹型臨床研修病院名
医療法人南陽会 田村病院	館山市	精神科	千葉西総合病院
医療法人社団透光会 大栄病院	成田市	精神科	千葉西総合病院

3 協力型臨床研修病院の統合について

下表の協力型臨床研修病院である2病院の病院統合について、報告があった。

移転等前後における病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲を総合的に勘案し、病院としての同一性が認められ、さらに協力型臨床研修病院としての要件を満たしていると認められることから、継続して協力型臨床研修病院として指定することとしたい。

統合前	統合後	基幹型臨床研修病院名
千葉県救急医療センター	千葉県総合救急災害医療センター	千葉県がんセンター
千葉県精神科医療センター		